

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月九日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第二号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

**第一条** 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(昭和六十一年十二月奈良県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「電気供給業」の下に「(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)

を)を除く。以下この号において同じ。)を加え、「**の固定資産の価額**」を「**の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては、当該固定資産のうち建設事業用の設備に係る固定資産の価額)**」に改め、同条第三項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

第二号様式中「**電気供給業**」を「**電気供給業(小売電気事業(これに準ずるものを)含む。)**」に改める。

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

**第二条** 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成二年三月奈良県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「電気供給業、」を「電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下この号において同じ。)、」に改め、同条第三項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

第二号様式中「**電気供給業**」を「**電気供給業(小売電気事業(これに準ずるものを)含む。)**」に改める。

(地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

**第三条** 地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成二十

八年六月奈良県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「電気供給業」の下に「(電気事業法(昭和三十九年法律第一百七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。)」を加え、同条第二項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「~~電気供給業~~」を「~~電気供給業~~(小売電気事業(これに準ずるものを含む。))~~を添へ。~~」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の規定、第二条の規定による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定及び第三条の規定による改正後の地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。